

議案第 4 6 号

専決処分の承認について《京丹後市税条例の一部改正について》

京丹後市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 2 号

専決処分書

京丹後市税条例（平成 16 年京丹後市条例第 80 号）の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

京丹後市長 中 山 泰

記

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成 16 年京丹後市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条を次のように改める。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第 46 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式若しくは第 5 号の 15 の 2 様式又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

第 48 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「施行規則第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第18項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第20項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、第15条の2の2を第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2号ア(2)」を「第2号ア(イ)」に、「第2号ア(3)(i)」を「第2号ア(ウ)(a)」に、「第2号ア(3)(ii)」を「第2号ア(ウ)(b)」に、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の京丹後市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 目次 (略) 第1条～第45条 (略) (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) <u>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。</u> 第46条の2～第47条の6 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式 による納付書により納付しなければならない。 2～4 (略) 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合	京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 目次 (略) 第1条～第45条 (略) (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) <u>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</u> 第46条の2～第47条の6 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。 2～4 (略) 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合

現行	改正案
において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。	において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。
6～16 (略)	6～16 (略)
第49条 (略)	第49条 (略)
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)
第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。	第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。
2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 前項の場合には_____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3・4 (略)	3・4 (略)
第51条～第97条 (略)	第51条～第97条 (略)
(たばこ税の申告納付の手続)	(たばこ税の申告納付の手続)
第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製	第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製

現行	改正案
第1条～第7条の4 （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 （略） 第9条・第9条の2 （略） （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 （略） 3 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 4 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5 <u>法附則第15条第23項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 6 <u>法附則第15条第24項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3	第1条～第7条の4 （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 （略） 第9条・第9条の2 （略） （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>_____」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 （略） 3 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 4 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5 <u>法附則第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 6 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3

現行	改正案
分の2とする。 7 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 8 法<u>附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 9 法<u>附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10 法<u>附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法<u>附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 12 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 13 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 14 法<u>附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 15 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 16 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 17 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 18 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 19 (略) 20 法<u>附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする)	分の2とする。 7 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 8 法<u>附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 9 法<u>附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10 法<u>附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法<u>附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 12 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 13 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 14 法<u>附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 15 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 16 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 17 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 18 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 19 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする)

現行	改正案
る者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略) 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) 13 (略) 第11条～第15条 (略) <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u> <u>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。))に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。))に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。))に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) <u>第15条の2の2</u> (略) 2～4 (略) (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)	る者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略) 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) 13 (略) 第11条～第15条 (略) (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) <u>第15条の2</u> (略) 2～4 (略) (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

現行			改正案		
第15条の3～第15条の5 （略） （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の6 （略） 2 （略） <u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u> （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第15条の3～第15条の5 （略） （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の6 （略） 2 （略） （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
<u>第2号ア(2)</u>	3,900円	1,000円	<u>第2号ア(イ)</u>	3,900円	1,000円
<u>第2号ア(3)(i)</u>	6,900円	1,800円	<u>第2号ア(ウ)(a)</u>	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
<u>第2号ア(3)(ii)</u>	3,800円	1,000円	<u>第2号ア(ウ)(b)</u>	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円

現行	改正案															
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																
<table><tr><td>第2号ア(2)</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>第2号ア(3)(i)</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td>第2号ア(3)(ii)</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr></table>	第2号ア(2)	3,900円	2,000円	第2号ア(3)(i)	6,900円	3,500円		10,800円	5,400円	第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	
第2号ア(2)	3,900円	2,000円														
第2号ア(3)(i)	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																
<table><tr><td>第2号ア(2)</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>第2号ア(3)(i)</td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>第2号ア(3)(ii)</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr></table>	第2号ア(2)	3,900円	3,000円	第2号ア(3)(i)	6,900円	5,200円		10,800円	8,100円	第2号ア(3)(ii)	3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	
第2号ア(2)	3,900円	3,000円														
第2号ア(3)(i)	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
第2号ア(3)(ii)	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車(軽自動車)が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車(軽自動車)が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、																

現行	改正案
<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車</u> <u>(営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句</u> <u>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	3 <u>法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)</u>(営業用の乗用のものに限る。に対する第82条の規定の適用については、 <u>、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> 4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第82条の規定の適用については、 <u>、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u>

現行	改正案
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) 第16条の3～第17条 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) 第16条の3～第17条 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該

現行	改正案
当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 第17条の3～第23条 (略)	当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 第17条の3～第23条 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> <u>第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の京丹後市税条例(次条第2項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u> <u>第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、な</u>

現行	改正案
	<u>お従前の例による。</u> <u>2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>

令和5年4月1日施行

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
1	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第46条	規定の整備	＜納入書様式の追加＞ 給与所得の特別徴収を行う場合に、特別徴収義務者が行うべき納入の義務を規定した条文。従来の手書きの納入書に加えて、OCR処理用納付書、総務大臣が別の様式を定めたときは記載すべき事項を記録した電磁的記録を含めた様式（エルタックスによる電子納入）を用いる旨の改正があったもの。	法第321条の5 法施行規則様式第5号の15の2
2	(法人の市民税の申告納付) 第48条第1項・第5項	規定の整備	＜申告納付書様式の追加＞ 法人市民税を申告納付する義務を規定し、その際、施行規則に定められた様式を用いる旨規定した条文。今回の改正により、納付環境整備としてエルタックスによる電子納付が可能となっていることを受け、その納付様式が追加された。また、第5項については、修正申告を行った結果、税額が追加となる場合に延滞金が加算されることを規定しており、この場合の納付においても、第1項と同様の様式が追加されているもの。	法第321条の8 法施行規則様式第22号の4の2
3	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續) 第50条第1項	規定の整備	＜法人市民税の不足税額の納付様式の追加＞ 法人市民税の申告納付後に税額の更生等を行った結果、不足する税額があった場合に、その税額について納付する規定で、その際、施行規則に定められた様式を用いる旨規定した条文。今回の改正により、納付環境整備としてエルタックスによる電子納付が可能となっていることを受け、その納付様式が追加された。また、第2項については、当初納期限の翌日から不足税額の納付の日まで延滞金が加算されることを規定しており、この場合の納付においても、第1項と同様の様式が追加されているもの。	法第321条の12 法施行規則様式第22号の4の2

令和5年4月1日施行

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
4	(たばこ税の申告納付の手続) 第98条第1項・第5項	規定の整備	＜申告納付書様式の追加＞ たばこ税を申告納付する義務を規定し、その際、施行規則に定められた様式を用いる旨規定した条文。今回の改正により、納付環境整備としてエルタックスによる電子納付が可能となっていることを受け、その納付様式が追加された。また、第5項については、修正申告を行った結果、税額が追加となる場合に延滞金に加算されることを規定しており、この場合の納付においても、第1項と同様の様式が追加されているもの。	法第473条 法施行規則様式第34号の2の5の2
5	(たばこ税に係る不足税額の納付の手続) 第101条第1項	規定の整備	＜たばこ税の不足税額の納付様式の追加＞ たばこ税の不申告や過少申告、更正により不足税額があった場合に、その税額とともに加算金等を納付する規定で、その際、施行規則に定められた様式を用いる旨規定した条文。今回の改正により、納付環境整備としてエルタックスによる電子納付が可能となっていることを受け、その納付様式が追加されたもの。	法第481条 法施行規則様式第34号の2の5の2
6	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 附則第8条第1項	規定の整備	＜市民税の所得割免除措置の期限の延長＞ 肉用牛を売却することで事業所得を得たときで、租税特別措置法の規定に該当する場合は、その所得に係る市民税の所得割の額を免除する条文。今回の改正で、この措置の適用が令和6年度までの市民税に限られていたところ、令和9年度まで3年間延長されたもの。	法附則第6条第4項

令和5年4月1日施行

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
7	(読替規定) 附則第10条	条番号の削除	くわがまち特例により固定資産税の課税標準が特例課税標準となる規定の読替> 固定資産税の課税標準となる額は、税条例第61条に規定されているところ、わがまち特例として税条例で特例割合を設けている場合に限り、地方税法附則第15条等に規定される課税標準の特例の規定を適用する旨条文の読替を行う規定。今回の改正では、令和3年度改正において法附則第64条の特例課税標準の規定が削除され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、読替規定に含まれていた第64条を削除するもの。	法第349条の3の4 法第349条の4 法第349条の5 法附則第15条
8	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 附則第10条の2第3項から第18項・第20項	項ズレ 条文の削除	く法附則の規定が削除されたことに伴う条文の削除及び項番号の整備> 地方税法附則第15条第4項に規定されていた特例規定について、適用期間が経過したことにより削除となったことから、本条例において引用規定している地方税法附則第15条の各項番号が1項ずつ繰り上がることにより項番号ズレに対応するもの。また、わがまち特例として附則第10条の2第20項に規定していた中小事業者等に係る先端設備等の導入に対する固定資産税の特例が地方税法上の規定に整備されたことで条文を削除するもの。	法附則第15条第2項
9	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 附則第10条の3第12項	項ズレ	く施行規則の規定が追加されたことに伴う項番号の整備>	施行規則附則第7条第17項

令和5年4月1日施行

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
10	(軽自動車税の環境性能割の非課税) 改正前 附則第15条の2	条文の削除	＜環境性能割の臨時的軽減措置適用期間終了に伴う条項の削除＞ 環境性能割の税率は、環境性能により区分されているが、ガソリン若しくはハイブリッドの乗用車の一定の排ガス基準かつ燃費性能を持つ車両に対する臨時的非課税措置について、その適用期間が経過したことから当該条項を削除するもの。	法第451条第1項 法附則第29条の8の2
11	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 改正後 附則第15条の2	項ズレ		法附則第29条の9第5項
12	(軽自動車の環境性能割の税率の特例) 附則第15条の6第3項	条文の削除	＜環境性能割の臨時的軽減措置の削除＞ 環境性能割の税率は、環境性能により区分されているが、このうちその税率が100分の2のところ、100分の1に軽減されていた軽自動車に対する臨時的措置について、その適用期間が経過したことから当該条項を削除するもの。	法附則第29条の18第3項
13	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 附則第16条	規定の整備	＜種別割のグリーン化特例の期限の延長＞ 軽自動車税の種別割の税率は、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減するもので、今回の改正では、適用年限を3年延長し、適用車両を電気自動車、ハイブリッド車や、ガソリン車で一定の環境性能を有する営業用車に限定するもの。	法附則第30条

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
14	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 附則第 16 条の 2	項ズレ		法附則第 30 条の 2
15	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 附則第 17 条の 2 第 1 項・第 2 項	規定の整備	＜長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例期限の延長＞ 長期譲渡所得に対しては、他の所得と分離し、100 分の 3 の率で課税されるところ、本特例規定により、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合は、市民税の課税の特例によりその税率の軽減が措置される。今回の改正ではこの特例が適用される市民税の適用年度が 3 年間延長されるもの。	法附則第 34 条の 2